

(案)

遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）の認可申請について必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

(審査基準)

第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 法第170条第2項の事項が規定されていること。
- (2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。
- (3) 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
- (4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官からの地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3(1)及び(2)に基づき判断する。

(添付書類)

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 遊漁規則
- (2) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。

- (3) 変更の場合は、(2) の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- (4) 遊漁料算定に関する次の各資料
- ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
 - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
 - エ 水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
 - オ 水産動植物の増殖計画（魚種別増殖方法及びその費用）及び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）
 - カ 組合の収支決算書
 - キ 遊漁料算定方法
- (5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料
- ア 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料
 - イ 設定（変更）を行う区域の地図
 - ウ 設定（変更）を行う区域の様相等資料
 - エ 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書
 - オ 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況
 - カ 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料
- (6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）
- (7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類
- 2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 遊漁規則（変更）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。

関連法

○行政手続法【抜粋】

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

○漁業法【抜粋】

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

○水産業協同組合法【抜粋】

第48条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

六 財産目録又は計算書類及び事業報告

七 毎事業年度内における借入金の最高限度

八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

十一 沿岸漁場管理規程の制定、変更及び廃止

十二 育成水面の設定、変更及び廃止

十三 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止

第51条の2 組合は、漁業法第七十二条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により適格性を有するものとして設定を受けた団体漁業権(同法第六十条第七項に規定する団体漁業権をいう。以下この条及び第八十七条第九項において同じ。)を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る同法第六十二条第二項第一号へに規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該団体漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項(同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

新旧対照表

○遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、<u>神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）</u>に定めるもののほか、<u>法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定められたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第170条第2項</u>の事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。</p> <p>(3) <u>法第170条第5項各号</u>に規定する内容に該当すること。</p> <p>(4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官から</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び、<u>神奈川県内水面漁業調整規則（昭和40年神奈川県規則第110号）</u>、以下「規則」という。）に定めるもののほか、<u>法第129条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）（変更）の認可申請</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定められたものである。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第2条 審査に当たっての基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第129条第2項</u>の事項が規定されていること。</p> <p>(2) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく議決が行われていること。</p> <p>(3) <u>法第129条第5項各号</u>に規定する内容に該当すること。</p> <p>(4) 前項の内容に該当するか否かについては、水産庁長官から</p>

の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3（1）及び（2）に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- （1）遊漁規則
- （2）組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。
- （3）変更の場合は、（2）の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- （4）遊漁料算定に関する次の各資料
 - ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
 - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
 - エ 水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
 - オ 水産動植物の増殖計画（魚種別増殖方法及びその費用）及

の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（平成2年9月7日2水管第1419号）5（3）①及び②に基づき判断する。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係種類を添付すること。

- （1）遊漁規則
- （2）組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において議決したことを証する書類（議事録の抄本）。
- （3）変更の場合は、（2）の書類に変更される規則の内容が具体的に記載されたもの。
- （4）遊漁料算定に関する次の各資料
 - ア 組合員の漁業行使の実態（漁具・漁法別操業人数・日数等）
 - イ 遊漁券の発行枚数（魚種・漁具、漁法別・日券・年券の別）
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定し得るもの
 - エ 従来水産動植物の増殖及び漁場管理に要した費用及びその内訳
 - オ 水産動植物の増殖方法（魚種別増殖方法及びその費用）及

び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）

カ 組合の収支決算書

キ 遊漁料算定方法

(5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料

ア 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料

イ 設定（変更）を行う区域の地図

ウ 設定（変更）を行う区域の様相等資料

エ 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書

オ 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況

カ 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料

(6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）

(7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類

2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

1 この基準は、令和5年6月1日から施行する。

2 遊漁規則（変更）の認可についての審査基準（平成25年5月1日施行）は、廃止する。

び漁場管理計画（事項別の計画及びその費用）

カ. 組合の収支決算書

キ. 遊漁料算定方法

(5) 禁漁区及び禁漁期を設定（変更）する場合は、次の各資料

ア. 設定（変更）を行う場所の写真及び状況を表わす資料

イ. 設定（変更）を行う区域の地図

ウ. 設定（変更）を行う区域の様相等資料

エ. 設定（変更）を行う区域での漁場監視員の報告書

オ. 設定（変更）を行う時期の遊漁券の販売状況

カ. 設定（変更）を行う区域の魚類相調査等の資料

(6) 遊漁承認事務を連合会に委任する場合は、この件に関する各組合等と連合会との間の契約書写（県内共通遊漁証を設定する場合）

(7) 変更の場合は、変更理由書、新旧対照表、その他変更内容に関する書類

2 申請書及び前項の関係書類は2部ずつ提出すること。

附 則

1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。

2 遊漁規則（変更）認可についての事務処理要領（平成6年10月1日施行）は、廃止する。